

各位

2023年5月29日
神東塗料株式会社

弊社一部製品に係る不適切行為公表後の状況について（第二報）

弊社における不適切行為に関しまして、お客様、お取引先様、株主様その他多数の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。

不適切行為を受けて策定いたしました再発防止策の実施状況につきましては、前回2022年10月27日付で公表しておりますが、現時点の進捗状況を以下のとおりお知らせいたします。なお、再発防止策の進捗状況につきましては、逐次公表させていただきます。

1. 不適切行為の再発防止策の進捗状況

(1) 経営陣を含む全社的な品質コンプライアンスに対する考え方の抜本的な変革

弊社は、経営陣が業績のみならず、品質コンプライアンスを優先し、法令や規格等の遵守を重視すること、そのために必要な体制を整備すること、品質コンプライアンス上の懸念と誠実に向き合うこと等について、絶えず従業員に明確な発信をし続け、自らの声で従業員に問題意識を伝え続けていくことを決意しました。このため、以下(2)から(7)までの再発防止策につき、グループ会社全従業員一丸となって取り組んでおります。

(2) 品質コンプライアンス体制の構築等

① 品質保証・品質管理部門の独立性確保、強化

従前、生産部門と同一の役員の指揮系統にありました品質保証・品質管理部門を、審査の独立性を確保するため、社長直轄へ変更いたしました（2022年4月1日付）。また、製品品質保証体制を強化するため、生産拠点毎に品質保証グループを設置（2022年4月1日付）し、お客様に安心安全な製品をお届けできる仕組み作りを進めております。

② 品質保証・品質管理部門の増強

必要な品質検査をすべて実施するため、2023年4月末までに要員を5名増員いたしました（計画9名）。人員不足分は時間外勤務や外部検査機関への検査委託にて対応する一方、採用活動、社内ローテーション等により、2022年度内の計画達成、体制構築を目指してまいりました。しかしながら、一層流動的な雇用情勢もあって未達の状況であり、引き続き2023年度も継続して採用活動等を実施し、早期の体制構築を図ってまいります。

また、品質保証・品質管理部門社員の知識や技能の再確認とレベルアップを、社内外のソースを利用して進めております。

③ 社内規程の見直し

不適切行為の発生を防止するため、製品開発及び改良は、これらの初期段階から、担当の技術部門や営業部門に加え生産部門や品質保証、環境安全部署等間接部門の承認を要するよう社則を改定いたしました（製品開発規定改定、2022年5月31日）。現在、新規開発や

品質改良案件の審議は隔週で行われる社内審査会で活発な議論を経て進められております。

(3) コンプライアンス研修の充実・強化

コンプライアンス意識の向上、定着化のために種々の研修を行っております。まず全社員を対象に、外部コンサルタントによる品質コンプライアンス教育を実施し（2022年5月27日）、さらに別の外部コンサルタントによる品質保証に関する研修を実施いたしました（2022年12月14日）。また、職務・階層別研修、職種別研修を推進しており、一般従業員を対象として2022年12月末までに少人数でのコンプライアンス研修を全53回、管理職を対象として2022年11月に外部弁護士によるコンプライアンス研修を実施しました後、12月には少人数でのコンプライアンス研修を全17回、グループ会社従業員を対象として12月までにコンプライアンス研修を全18回実施いたしました。引き続きその契約編の研修を4月までに24回開催するなど、少人数クラス編成や研修頻度増等で習熟度向上にも取り組んでおります。

また、弊社のコンプライアンス意識の向上の検証を行うため、2023年1月に2年ぶりのコンプライアンス意識調査を実施いたしました。前回（2020年度）調査結果に比べて、コンプライアンス意識の一定の向上が見られ、今後も継続して研修の充実強化を図り、更なる意識の向上を目指します。

(4) 部門・部署を跨いだ人事ローテーションの推進と属人的な業務の見直し

人事ローテーションについての1年間の実績は、異動者および異動はしていないが業務変更を行った者については、対象者45名に対し20%となりました。引き続き、不適切行為の発生防止のため、業務の標準化、見直し、マニュアル化、担当の複数化等、人事ローテーションを進めてまいります。

(5) 内部通報制度の周知、利用促進及び独立性の確保

不適切行為に対する抑止力を働かせるため、また、不適切行為の早期検知のため、内部通報制度を強化いたしました。社内規程の一部改定（2022年6月1日）による独立性確保及び利用促進のための社内教育を実施いたしました。内部通報制度の認知度が高まっていることは確認できましたが、引き続き、コンプライアンス研修を継続・反復し周知を図ってまいります。

(6) お取引先様との密接なコミュニケーションの推進

現在まで、お取引先様やご使用いただくお客様へ可能な限りご訪問し、個別事案ごとにご報告及びご相談させていただいており、その際には貴重なご意見や大変厳しいお言葉も多数頂戴しております。これも踏まえ、当社として製品品質や管理体制の改善に努めております。お客様からの信頼回復のために、各製品の規格項目や検査頻度等の納入仕様やお取引条件につきましても、改めてご確認、ご相談させていただいております。

(7) コンプライアンス・ガバナンス再構築プロジェクト（社長直轄プロジェクト）

グループ従業員全員の参加により、企業風土や体質を根本から改革することを目指した諸活

動を進めております。

これまで社長と従業員の少人数での直接対話集会を 61 回開催（2022 年 5 月～7 月）しましたほか、2022 年 11 月には社長によるフォローアップ集会を 5 回開催し、2023 年 1 月～2 月にかけて社長と従業員の 2 回目の少人数での直接対話集会を 15 回開催いたしました。このように、グループ会社全従業員の声を直接ヒアリングし、その結果をもとに必要な対策を検討し、実施に移しております。

そのなかで、「不適切行為が誘発されない為に重要とされる従業員の心理的安全性」を高める方策として、人事の諸課題に関しましては、新管理職人事制度のもとで評価者研修を実施し、新制度下での一般社員を含めた評定の納得性を高める施策の充実や改善に努めております。

また、「今すぐできる」体質改革活動として、「あいさつ」運動を推進するとともに、企業風土改革につながる文化・体育活動支援、事業所環境美化活動等の検討を進めております。

2. 規格の認証に関する状況

不適切行為が認められた製品のうち、公益社団法人日本水道協会の認証規格（JWWA K139 及び G112。以下「JWWA 規格」といいます。）に関わる製品については、2023 年 3 月 31 日付で日本水道協会より認証取消し等の処分内容が公表されました。

また、日本産業規格（JIS 規格）については、2022 年 6 月及び 7 月の臨時の認証維持審査（以下「JIS 臨時審査」といいます。）で受けた指摘事項に対して 2022 年 10 月末までに改善計画を作成し、2022 年 12 月及び 2023 年 1 月に再審査を受審いたしましたが、改善内容については承認されましたものの、一部の改善の効果については確認ができないとの判断を受け、一部については認証の一時停止判定が解除されましたが、全面解除には至っておりません。

弊社としてはこれらの結果を厳粛に受け止め、改善が不十分との指摘に対しましては追加対策をすでに実施しておりますが、再発防止策の着実な実行と実効性の担保を更に徹底していく所存です。

3. 結語

弊社は、一連の不適切行為を受けまして、きちんと仕事ができる会社に生まれ変わっていくために再発防止策を策定し、全社をあげて取り組み実行してまいりました。その過程のなかでは、2023 年 4 月末までにお客様による生産拠点への監査 29 回、及び見学 43 回を受審し、弊社の取り組み状況を報告するとともに、お客様からの貴重なご提言も頂戴し改善してまいりました。また、複数のお客様から、今後も年一回の監査を継続したいとのご要望も承っており、これに真摯に対応していく所存です。

各規格の認証状況については前述のとおりであり、弊社の歩みはまだまだ道半ばであります。お客様に弊社の製品を安心してお使いいただき、お取引様等関係者の皆様方の信頼を少しでも早く回復していけるよう、不適切行為の再発防止の諸施策を、経営陣が先頭に立って、グループ会社全従業員が真摯にかつ愚直に、改善の取り組みに終わりはないとの認識のもと、継続して実行してまいります。

【「明日の神東」推進委員会からのコメント】

社外委員を中心として構成されている「明日の神東」推進委員会（委員長：樫尾昭彦社外取締役）は、今回の不適切行為の再発防止策実行を適時適切にモニタリングするために組成された組織であります。

「明日の神東」推進委員会は、再発防止策について、2022年6月の第1回委員会以降10回にわたり、都度進捗状況を確認してきました。極力早期に対策を実施し、「明日の神東」を構築していくことが求められますなか、会社は現在まで社長の強いリーダーシップの下、考え得る精一杯の努力を傾注してきましたし、その成果も出始めていると評価できます。

具体的には、抜け漏れの無い品質検査はもちろんとして、品質保証・品質管理部門の独立性確保や増強等品質コンプライアンス体制の構築が進められており、また、コンプライアンス研修の実施、内部通報制度の周知・利用促進等により、企業風土や体質の変革が見られつつあります。さらに、社長と従業員の少人数での直接対話集会も相当回数開催されており、従業員の考え方や問題意識を経営陣が直接吸い上げるとともに、経営陣のコンプライアンス・ガバナンス再構築に向けての考え方を従業員に直接浸透させることに効果をあげています。

その一方で、JIS規格については、認証機関への説明と一時停止措置解除にむけて社内体制構築等是正改善は行ってきましたものの、改善効果の確認の観点から計画通りの措置解除には至っていないのが実情であります。また、業務の属人化を廃するための業務標準化等社内人事ローテーションに向けた諸準備も遅れが目立つなどうまく進んでいない項目もあり、こうした点については厳しい評価を下さざるを得ず、今後一段の努力が求められます。

さらに言えば、本活動の最終的に目指すべきところは、「働く人の心の持ちよう及び企業文化」の変革であります。そしてそれは、現在取り組んでいる再発防止策を粘り強く継続するとともに、定期的にPDCAを回しながら更なる高みを目指していく活動の積み重ねにより初めて得られるものであって、この営みに終わりはありません。

そこで、今回の不適切行為を受けて臨時に組成された「明日の神東」推進委員会としては、不適切行為に関する調査報告書の公表から1年あまりが経過したことを踏まえ、目下是正改善に取り組んでいる公的認証（JIS規格）に対する会社としての対応の目途を得るまでを見届けた段階で、その役目を終えることとし、それ以降の継続的な変革の取り組みのモニタリングは、本来のコンプライアンス・ガバナンス体制としてあるべき姿に戻すこと、具体的には、会社の常設機関である経営会議（コンプライアンスを含む重要な経営施策について審議・検討するため、社外役員を含む取締役・監査役・執行役員で構成される会議体）において引き継いで行ってもらうことが適切であると考えております。

【ご参考】

(1) これまでの経緯等

① これまでの経緯・公表内容等

- 2022年1月12日 「当社製の一部製品に係る不適切行為について」を公表。
- 同年4月4日 不適切行為が認められたJWWA規格に関わる製品のうち、JWWA K139塗料製品について省令に定める衛生性が確認されましたことを公表。

- 同年 4 月 28 日 「当社製の一部製品に係る不適切行為に関する調査報告書公表のお知らせ」にて、特別調査委員会及び弊社が独自に行った調査によって明らかになりました事実関係とその原因分析、及び再発防止策を公表。
なお、お客様に提出する検査成績書に定められた検査項目の一部につき不適切行為が認められた製品について、いずれも塗料性能への影響はないとの弊社見解を公表。
- 同年 5 月 20 日 不適切行為が認められた JWWA 規格に関わる製品のうち、JWWA G112 塗料製品について省令に定める衛生性が確認されましたことを公表。
- 同年 6 月 22 日 再発防止策が適時適切に行われているかどうかをモニタリングしていただくため、社外役員・外部コンサルタント等から構成する「『明日の神東』推進委員会」を設置。
その後、本委員会にて 1~2 ヶ月に一回、継続的に進捗状況のレビューを受け、種々の提言も受領。
- 同年 7 月 28 日 不適切行為に関連して、JIS 臨時審査の結果、一部の認証規格について取消し及び一時停止の判定を受けたことを公表。
なお、JIS 臨時審査で受けた指摘は、品質検査を行う際の管理上の不備事項であり、塗料品質に対するものではありません。

② 不適切行為が認められた製品に関する状況

- 弊社では、不適切行為が認められた全ての製品に関し、検査成績書に定められた検査項目の全てについて検査を実施し、その結果に基づき合否判定を行い、出荷しております。
- 弊社といたしましては、お客様に対し個別に事態を丁寧に説明し、指摘された事項に対してはご指導に従い対応しておりますとともに、社内では、社長直轄で全社全部門から成るプロジェクトチームを立ち上げ、再発防止策の各々の施策を実行に移しております。

(2) 「『明日の神東』推進委員会」開催実績

第 1 回	2022 年 6 月 22 日
第 2 回	2022 年 7 月 27 日
第 3 回	2022 年 8 月 29 日
第 4 回	2022 年 9 月 28 日
第 5 回	2022 年 10 月 31 日
第 6 回	2022 年 11 月 29 日
第 7 回	2022 年 12 月 21 日
第 8 回	2023 年 1 月 31 日
第 9 回	2023 年 3 月 27 日
第 10 回	2023 年 4 月 28 日

以上